平成 22 年度 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について (参考資料)

1. 点検の目的

公共工事を適切に施工するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要であることから、建設業法では施工体制台帳及び施工体系図の作成等が義務づけられているところです。また、平成13年4月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「適正化法」という。)では、適正な施工体制の確保がより一層求められるとともに、平成17年4月施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれています。

このため、国土交通省では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法等の趣旨を一層徹底するため、平成14年度から監督職員以外の職員による「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しており、今年度の実施結果を以下のようにとりまとめました。

2. 国土交通省直轄工事における実施方法

(1) 点検期間

平成22年10月から12月を全国一斉点検期間とし、抜き打ちで点検を実施しました。

(2) 対象工事

請負金額が 2,500 万円以上の工事(建築工事においては、5,000 万円以上の工事) を対象とし、特に低入札価格調査制度調査対象工事及びこれに準じて重点的な監督業 務を実施する工事(以下「低入札工事等」という。)に重点をおいて点検を行いました。 (低入札工事等以外の工事を「一般工事」とする。)

計			820件(稼働中工事 8,034件の約 10%)
内	一般工事		544 件(点検件数 820 件の約 66%)
訳	低入札	低入札工事	75 件(点検件数 820 件のうち、低入
	工事等		札工事全工事)
		それに準じて重点的な監	201 件(点検件数 820 件の約 25%)
		督業務を実施する工事	

(3) 点検内容

建設業法及び適正化法に定める監理技術者等の配置、施工体制台帳の備え付け状況 等の項目と下請契約に関する項目を、元請業者に対する点検項目としました。また、 元請業者が下請業者に対して「不当に低い下請負代金での契約」や「不当な使用資材 等の購入強制」等を行っていないかについて確認するため、請負額 2,500 万円以上の 下請業者の主任技術者にヒアリングを実施しました。

I. 基本点検項目

- i. 監理技術者等の配置
 - ①元請業者の監理技術者等の資格 (JV構成員含む)・常駐 (JV構成員のみ) (建設業法第 26 条等)、②監理技術者資格者証・講習修了証の提示 (建設業法第 26 条第 5 項等)
- ii. 施工体制台帳の備え付け等
 - ①施工体制台帳の備え付け(建設業法第24条の7、重点点検)、②施工体系図の掲示(建設業法第24条の7第4項及び適正化法第13条第3項)③建設業許可票の掲示(建設業法第40条)
- iii. 下請契約
 - ①下請業者の建設業許可(建設業法第3条)、②明確な工事内容での下請契約(建設業法第19条の1、重点点検)、③適切な請負代金の支払い方法(建設業法第19条の1、重点点検)

Ⅱ.元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

- i. 元請業者の下請施工の関与状況
 - ①発注者との協議、②施工計画書(品質管理計画等の立案)、③工程管理の実施、 ④施工管理(品質確保、検査・試験記録の保管)、⑤完成検査(下請業者の完成検 査)、⑥安全管理(安全巡視の実施、安全衛生責任者の確認、作業主任者等の確認、 足場の点検結果等の記録と保存状況の確認)、⑦施工調整及び下請業者への指導監 督(施工体制台帳の把握、下請業者の主任技術者資格の把握、安全管理に対する指
 - 導、段階確認の実施、作業手順書の作成・指導・監督)
- ii. 紛らわしい施工体系
 - ①主たる一次下請人に直営施工がないケース、②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース、③工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工しているケース、④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工しているケース

Ⅲ. 下請業者への点検項目

- i. 下請業者の主任技術者の配置状況
 - ①下請の主任技術者等の資格・常駐・同一性
- ii. 下請業者の主任技術者へのヒアリング
 - ①不当に低い下請負代金の禁止、②不当な使用資材等の購入強制の禁止、③契約ど おりの下請負代金の支払い実態、④足場の点検結果等の記録と保存状況の確認

(4) 点検方法

点検は、当該工事を担当する監督職員以外の企画部(工事品質調整官、工事検査官)、営繕部(技術・評価課長等)、港湾空港部(港湾空港整備課長等)、各事務所等(副所長、工事品質管理官、技術課長、工務課長等)の職員により実施しました。 点検にあたっては、監督職員の立会のもとで、抜き打ちで各工事現場に立ち入り、 受注者に関係資料の提示等を求めています。

3. 国土交通省直轄工事の点検結果

I. 基本点検項目

i. 監理技術者等の配置に関する点検

本点検項目において、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要なものは、ありませんでした。

また、点検日当日、監理技術者資格者証を携帯しておらず元請会社に所属している者であることが確認できない工事が1件、監理技術者講習修了証を携帯しておらず確認できない工事が2件ありました。

ii. 施工体制台帳の備付け等に関する点検

本点検項目については、概ね全ての工事において、適正に行われていることが確認できたものの、一部の工事において、<u>現場に備え付けてある施工体制台帳に不足がある(15 件、約 2%)、施工体系図の掲示が片方の場所しか掲示されていない(11 件、約 1%)、元請及び下請の一部の建設業許可の掲示しか確認できない(9件、約 1%)の改善すべき事項が見られましたので、受注者に対し改善を求めています。</u>

iii. 下請契約に関する点検

本点検項目は、<u>多くの工事で適正に行われていることが確認されたものの、他</u> の項目よりも比較的改善すべき事項が多くみつかりました。

特に、下請契約において工事内容が明確になっていることについて確認したところ、機械費や材料費が不明確であるなど、依然として多くの工事で改善すべき事項がみられました(85 件、約 10%)。また、下請負代金の支払い方法についても、支払代金に占める現金の比率や手形の期間などについて、一部の工事において改善すべき事項がみられました(17 件、約 2%)。

Ⅱ.元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

i.元請業者の下請施工の関与状況

本点検項目については、点検内容別に見ると概ね全ての工事において、適正に 行われていることが確認できましたが、点検項目全体で見ると改善すべき事項が ある工事が94件(約12%)ありました。(点検項目の各点検内容で、改善すべき 事項が一つでもある工事を『改善すべき事項がある工事』としています。)

中でも、作業手順書の作成と備え付けが確認できないもの(24件、約3%)、下請負業者の完成検査の検査実施状況を確認できないもの(18件、約2%)、足場の点検結果等について確認ができず、記録が保存されていないもの(14件、約4%)が見みられたので、受注者に対して改善を求めています。

ii. 一括下請負に関する点検(紛らわしい施工体制)

本点検項目は、一括下請けが行われている場合に現れやすい施工体制を外形的に確認するものです。点検の結果、主たる一次下請人に直営施工がない工事が3 件、工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工している工事が4件、下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工している工事が1件ありました。

Ⅲ. 下請業者への点検項目

i. 下請業者の主任技術者の配置状況 (平成 18 年度から実施)

請負額 2,500 万円以上(建築工事は 5,000 万円以上)の下請業者に対して、主任技術者の専任、資格及び同一性について確認を行いました。

明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要なものは、ありませんでした。

ii. 下請業者の主任技術者へのヒアリング

元請業者が下請業者に対し、<u>不当に低い請負代金での契約や不当な使用資材等</u> の購入強制等を行っていないかについて、<u>下請業者(585 社)の主任技術者へヒ</u> アリングを実施しました。

その結果、別途対応の件数は、以下の通りとなりました。

不当な低い請負代金の禁止において、「注文者が自己の取引上の地位を不当に利用した」が7件、「請負代金の額が通常必要と認められる原価に満たない」が4件ありました。

不当な使用資材等の購入強制の禁止において、「工事に使用する資材又は機械器 具を指定され利益を害された」が6件ありました。

足場点検において、「事業者が行う点検の実施及び点検結果の保存のいずれかが 確認できない」が8件ありました。

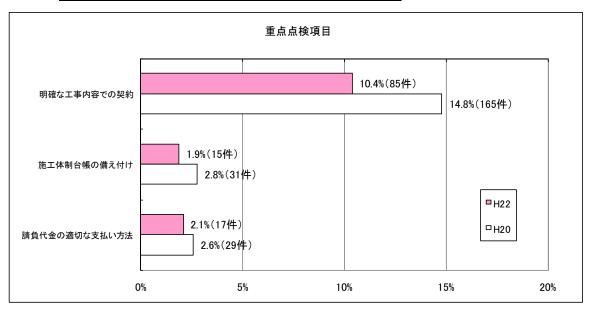
Ⅳ. 重点点検項目(平成20年度から実施)

本年度は、平成 20 年度からの経年調査として、『(I) 基本点検項目』のうちの3項目("明確な工事内容での契約"、"施工体制台帳の備え付け"、"請負代金の適切な支払い方法")について、特に重点的な点検を行っています。

<u>"明確な工事内容での契約(改善すべき事項がある割合は、H20:14.8%→H22:10.4%)"</u>は改善が見られました。

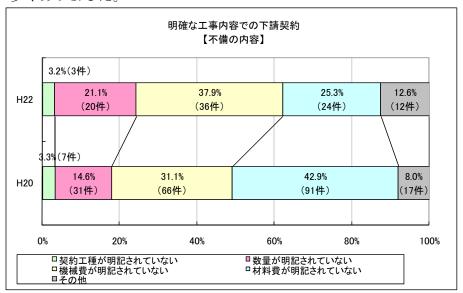
<u>"施工体制台帳の備え付け(同 H20:2.8%→H22:1.9%)"及び"請負代金の適切な</u> 支払い方法(同 H20:2.6%→H22:2.1%)"もわずかに改善しています。

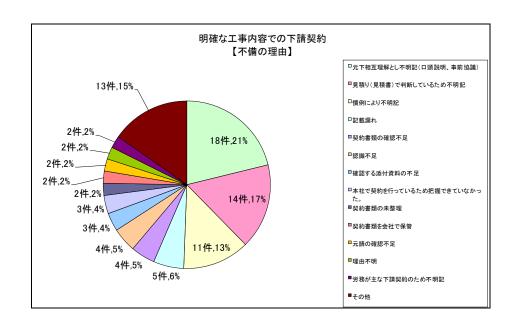
3項目とも、改善していることが確認されました。



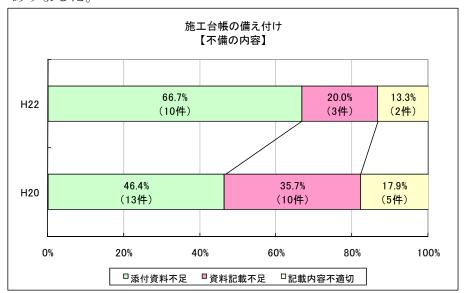
また、これらの項目について、改善すべき事項の内容を具体に把握しました。

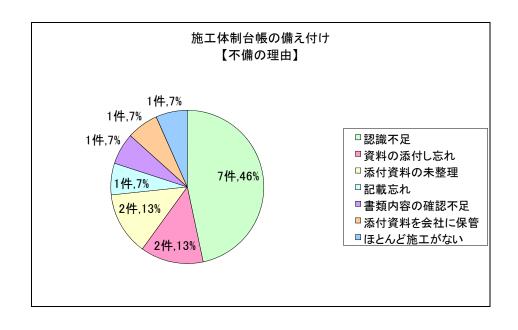
"明確な工事内容での下請契約"に関する不備では、数量、機械費、材料費のいずれかが明記されていないものが約8割を占めていました。これらの不備が生じた主な理由としては、「元下相互理解とし不明記(口頭説明、事前協議)」、「見積り(見積書)で判断しているため不明記」、「慣例により不明記」の順で回答が多くありました。



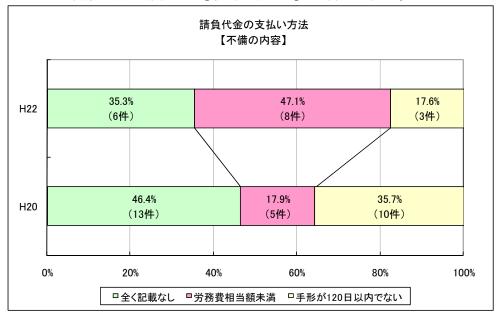


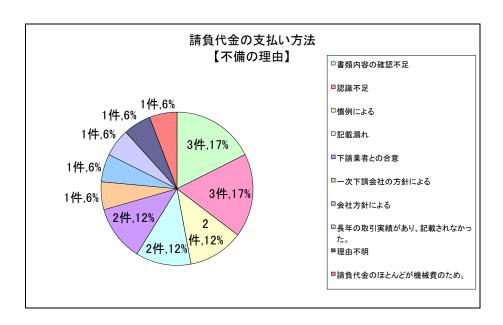
"<u>施工体制台帳の備え付け"に関する不備では、添付資料不足が約7割</u>を占めていました。これらの不備が生じた主な理由としては「認識不足」の回答が多くありました。





"請負代金の支払い方法"に関する不備では、全く記載が無いものが約4割、 労務費相当額未満が約5割を占めていました。これらの不備が生じた主な理由と しては「書類内容の確認不足」、「認識不足」の順で回答が多くありました。



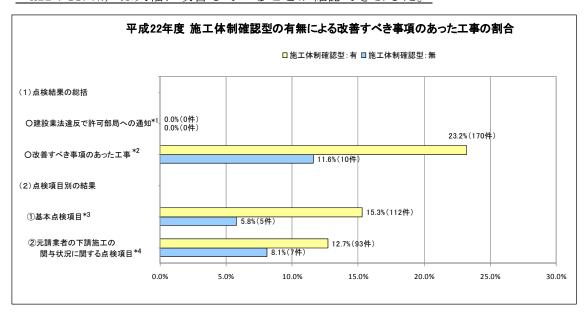


Ⅴ. 施工体制確認型の有無について

施工体制確認型とその他工事について改善事項のあった工事件数の割合を比較しました。

施工体制確認型(改善すべき事項がある工事の割合は、H21:26.9%→H22:23.2%) は昨年度と比べてわずかに改善していることが確認されました。

一方、<u>施工体制確認型でない工事(改善すべき事項がある工事の割合は H21:25.6</u> \rightarrow H22:11.6%) は大幅に改善していることが確認できました。



- *1 監理技術者等が必要な資格や講習を受講していない場合や、下請業者が必要な建設業許可を持たないで工事を行っている場合等の明らかな建設業法違反があった工事。
- *2 明らかな建設業法違反ではないが、何らかの改善すべき事項があった工事。
- *3 監理技術者等の配置に関する点検項目、施工体制台帳の備え付けに関する点検項目及び下請け契約に関する点検項目のいずれかに改善すべき事項があった工事。
- *4 作業手順書の作成・指導・監督、安全衛生責任者の常駐把握、下請施工に関する段階確認または施工状況検査の実施、災害防止協議会の設置と開催、下請業者に対する安全管理の指導などの項目で改善すべき事項があった工事等。

4. まとめ

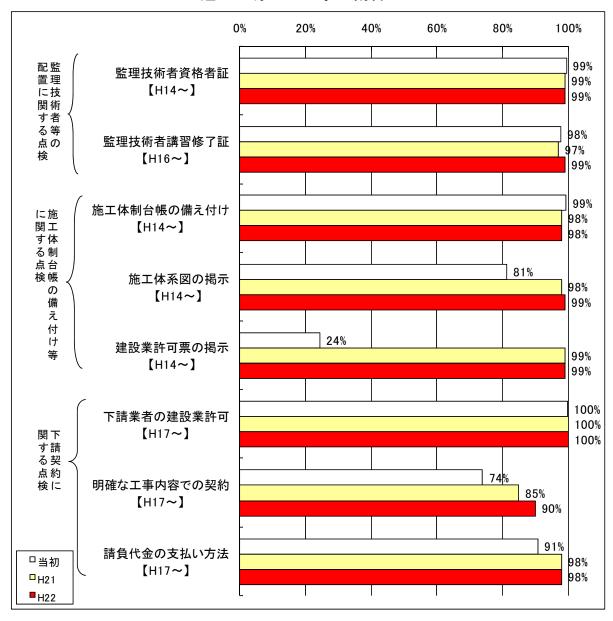
- 9回目となる今年度の一斉点検は、全体で820件の工事(稼働中工事8,034件の約10%)について実施しました。
- ・ 点検を実施した結果、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事は、 ありませんでした。
- ・ 点検を実施した工事のうち約2割(180件、約22%)の工事で、何らかの改善すべき事項(軽微なものも含む)が見られたため、受注者に対して改善を求めました。
- ・ 全般的には毎年確実に改善されており、建設業法や適正化法に関する理解の浸透が 着実に進んでいることが伺えます。
- 特に、建設業許可票の掲示(改善すべき事項がある工事の割合は、H14:75.6%→H22:
 1.1%) や施工体系図の掲示(同 H14:18.6%→H22:1.4%)などについては、点検を開始した直後から大幅な改善がみられます。
- ・ 平成20年度からの経年調査で重点点検項目とした"明確な工事内容での契約(改善すべき事項がある割合は、H20:14.8%→H22:10.4%)"は改善が見られました。また、 "施工体制台帳の備え付け(同 H20:2.8%→H22:1.9%)"及び"請負代金の適切な支払い方法(同 H20:2.6%→H22:2.1%)"もわずかに改善しています。3項目とも、改善していることが確認されました。
- ・ 施工体制確認型(改善すべき事項がある工事の割合は、H21:26.9%→H22:23.2%)は 昨年度と比べてわずかに改善していることが確認されました。
 - 一方、施工体制確認型でない工事(改善すべき事項がある工事の割合は H21:25.6→ H22:11.6%) は大幅に改善していることが確認できました。
- ・ 国土交通省では、適正な施工体制の一層の確保を図るため、本点検結果を踏まえつ つ、引き続き通常の監督及び検査業務を通じて対応していきます。

I. 基本点検

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
点検件数										
杰沃丁玖	計	2564	1955	1244	1135	1073	1141	1114	853	820
	内うち一般工事	2402	1740	1088	940	636	606	630	537	544
	記 うち低入札工事	162	196	106	153	369	339	194	112	75
	『 うち監督強化工事	0	19	50	42	68	196	290	204	201
1. 監理技	(術者等の配置に関する点検									
	監理技術者資格者証									
	適正	99%	98%	99%	99%	99%	99%	100%	99%	99%
	不携帯のため確認不能	1%	2%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%
	資格なし 	0% 0%	0% 0%	O% O%	0% 1%	0% 1%	0% 1%	0% 0%	0% 0%	0% 0%
	監理技術者講習修了証 ※最終更新日がH16.2.29以前の		070	0/0]	1 /01	1 /0	1 /0]	0/0	070	U/I
	適正			98%	98%	98%	98%	99%	97%	99%
	不携帯のため確認不能			0%	1%	1%	0%	1%	3%	0%
	資格なし			0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	「不在 主任技術者(又は管理技術者)の常駐 ※5,000万円未	# の 24 祭 エ 声	L1-1-48-M	2%	1%	1%	1%	0%	0%	0%
	五 <u>に牧神祖 (文は自座牧神祖) の市駐 </u>	何の建業工争	99%	99%	99%	99%	99%	100%	_	
	常駐していない		0%	0%	0%	0%	0%	0%	_	_
	特別な理由により不在		1%	1%	1%	1%	1%	0%	-	
	主任技術者(又は管理技術者)の同一性(競争参加資									
	適正	100%	99%	99%	99%	99%	99%	100%	-	_
	同一でない 不在	0% 0%	0% 1%	0% 1%	0% 1%	0% 1%	<u>0%</u> 1%	0% 0%		
	17位 証明書不携帯のため確認不能	0%	1% 0%	0%	0%	0%	0%	0%		
2 施工体	制台帳の備え付けに関する点検	0/0	0/0	0/0]	0/0]	0/0	0/0	0/0		
2. 加山上 四	施工体制台帳の備え付け									
	適正	99%	88%	85%	92%	93%	92%	97%	98%	98%
	備え付けてあるが一部不備あり	0%	12%	15%	8%	7%	8%	3%	2%	2%
	備え付けてない	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	対象外(直営施工等)	0件	9件	32件	41件	25件	33件	27件	37件	32件
	施工体系図の掲示 ※直営施工等の場合は対象外	0.40	0.40/	0.40/	070/	070/	0.00/	0.00/	0.00/	000
	適正 掲示されているが場所が不適切	81% 18%	91% 8%	94% 5%	97% 3%	97% 3%	98% 2%	99% 1%	98% 1%	99% 1%
	掲示されていない	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	建設業許可票の掲示			170	0,0	0,0	0 10	070	070	
	適正	24%	75%	88%	95%	96%	97%	98%	99%	99%
	下請の許可票が掲示されていない	75%	24%	12%	5%	4%	3%	2%	1%	1%
	元請及び下請の許可票が掲示されていない	1%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%
	建退共加入者証の掲示 ※他の制度に加入している場合等 適正	テは対象外 96%	98%	99%	100%	99%	100%	100%	_	
	掲示されていない	4%	2%	1%	0%	1%	0%	0%	_	_
	労災保険関係成立票の掲示									
	適正	99%	99%	100%	99%	100%	99%	100%	_	-
	掲示されているが場所が不適切	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	_	
	掲示されていない 工事カルテの登録申請(契約後10日以内)	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%		
	工事力ル)の登録中間(契利後10日以内) 適正	100%	88%	93%	95%	95%	97%	96%	_	_
	10日経過後に登録申請されている	0%	12%	7%	5%	5%	3%	4%	_	_
	登録申請されていない	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	_	-
3. 下請契	約に関する点検									
	下請業者の建設業許可 ※軽微な工事(請負額が500万円	未満)は許可	を必要としない	١,						
	適正				100%	100%	100%	100%	100%	100%
	一部の下請業者の許可が不適切				0%	0%	0%	0%	0%	0%
	明確な工事内容での契約 適正				74%	78%	82%	0.5%	85%	90%
	<u> </u>				/4%	/8%	82%	85%	85%	90%
	一部機械・材料費又は工種・数量が不明確				16%	15%	12%	10%	13%	9%
	不明確 機械・材料費及び工種・数量が不明確				5%	3%	4%	1%	2%	1%
				-	5%	3% 4%	3%	4%	0%	09
	請負代金の支払い方法				J/0]	7/0	J/0]	→/0	U/0	0/1
	適正				91%	93%	94%	97%	98%	98%
	労務費相当について現金払としていない、手形期									
	間が120日以内でない等				9%	7%	6%	3%	2%	2%

注)「一」は、調査を行っていないことを表す。

適正であった工事の割合



Ⅱ.元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

		適正	一部不良	不良	対象外
発注	主者との協議	98%	1%	0%	1件
施口	二計画				
	品質管理計画等の立案	99%	1%	0%	3件
工和	呈管理	99%	1%	0%	2件
出到	そ形及び品質の管理				
	品質管理	99%	1%	0%	28件
	検査・試験の整理、記録	99%	1%	0%	36件
下計	青業者に対する完成検査	98%	1%	1%	60件
安全	全管理				
	安全巡視の実施	99%	1%	0%	6件
	安全衛生責任者の常駐把握	98%	-	2%	23件
	作業主任者の資格確認・把握	100%	_	0%	60件
	足場点検 ※H22年度新規追加	96%	2%	2%	444件
施口	ニ調整及び下請業者への指導監督				
	施工体制台帳の内容把握	100%	0%	0%	24件
	下請業者の主任技術者確認・把握	100%	0%	0%	8件
	下請業者に対する安全管理の指導	100%	-	0%	16件
	下請施工に関する段階確認の実施	99%	-	1%	62件
	作業手順書の作成、指導・監督	97%	-	3%	7件